

## 指名停止等一覧表

期間：令和元年7月1日～令和元年9月30日

業者名	本社所在地	指名停止期間	当該事項 指名停止等措置要領	指名停止の理由
株式会社 星山建設工業	熊本県 熊本市北区弓削1-16-34	自:令和元年8月28日 至:令和元年9月27日	1ヶ月間 「工事請負契約指名停止等措置要領」 別表第2（贈賄及び不正行為等に基づく措置基準） 別表第2第17号 （不正又は不誠実な行為） 17 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等 が禁固以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又 は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、 工事の請負契約の相手方として不相当であると認められると き。	株式会社星山建設工業は、平成29年10月に玉名市所在の中学校屋外トイレ修繕 工事（玉名市発注工事）において発生した工事関係者事故を、同社リサイクルセン ター敷地内において負傷した旨労働基準監督署に虚偽の報告を行った。 このため、同社取締役に対し、労働安全衛生法違反による罰金の略式命令があり、 令和元年5月28日に刑が確定した。 このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（平成27年4月 15日付け27林政政第636号林野庁長官通知）の別表第2第17号（不正又は不誠 実な行為）に該当するため。